

東部浄化センター屋上広場使用許可申請書兼使用料減免申請書

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 あて  
裏面のとおり誓約します。

受付No. 令和 年度 号

申請者	住所	電話 ( ) -		
	氏名	(No. )	団体名	

使用希望施設及び日時		
施設名等	使用日時	
テニスコート	<input type="checkbox"/> 午前の部 (午前9時～午後1時)	令和 年 月 日 (午前 時 分 ~ 午前・午後 時 分)
	<input type="checkbox"/> 午後の部 (午後1時～午後5時)	令和 年 月 日 (午後 時 分 ~ 午後 時 分)
広場	<input type="checkbox"/> 芝生広場	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分) (使用目的: )
	<input type="checkbox"/> 多目的広場 (グラウンド)	
会議室	<input type="checkbox"/> 会議室1-南	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前9時 ~ 午後0時 <input type="checkbox"/> 午後1時 ~ 午後5時 <input type="checkbox"/> 午後6時 ~ 午後9時 (使用目的 )
	<input type="checkbox"/> 会議室1-北	
	<input type="checkbox"/> 会議室2	
駐車場	<input type="checkbox"/> 駐車場 B	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分)
	<input type="checkbox"/> 駐車場 C	

使用料減免申請理由
<input type="checkbox"/> 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会その他公共的団体が主催して地域の行事等に使用するとき。(5割減免) <input type="checkbox"/> 使用する者の中に市内の小学校又は中学校に通学する児童又は生徒が2人以上いるとき。(3割減免) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けている者が使用するとき。(駐車場に限る。5割減免) <input type="checkbox"/> その他管理者が特別の理由があると認めるとき。(最大5割減免)

許可の可否	使用料額 (A)	減免額 (B)	納付すべき 使用料額 (A) - (B)	課長	係長	係員	受付 (R . . .)
<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可	円	円	円				

不許可理由( )

# 第1号様式

## 次のいずれかに該当するときは、許可しないものとする

- 1 12月29日から翌年1月3日までの間。
- 2 営利を目的として使用のおそれがあるとき。
- 3 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき
- 4 浄化センター等の施設又は附属設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- 5 公共性のある行事等で別に管理者が定める特定使用施設が使用されるとき。
- 6 その他管理者が浄化センター等の管理上支障があると認めるとき。

### 誓約事項

尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

1. 暴力団(条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ)に該当しないこと。
2. 1の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
3. 本誓約書及び役員名簿を尼崎市が兵庫県警本部に提出するのに同意すること。

### (使用の許可条件)

- 1 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 屋上広場の施設を損傷し、又は汚損しないこと。
  - (2) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をしないこと。
  - (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示し若しくは配付しないこと。
  - (4) 浄化センター(屋上広場を除く。)に立ち入らないこと。
  - (5) 犬その他の畜類を屋上広場に同伴しないこと(身体障害者が身体障害者補助犬を同伴する場合を除く。)
  - (6) たき火、花火その他火気を使用しないこと。
  - (7) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
  - (8) 拡声器等で近隣、他の利用者等の迷惑になる騒音を出さないこと。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指定する事項

### (原状回復義務等)

- 2 屋上広場を使用する者は、その責めに帰すべき理由により屋上広場の施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。